

## 事務専門問題

平成29年5月施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

## 注意

1. 問題と解答用紙は別になっています。必ず解答用紙に解答してください。
2. 問題は5題あります。そのうち1題を選択して解答してください。
3. 解答時間は2時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この冊子は持ち帰ることができますが、**解答用紙は絶対に持ち帰らないでください。**
6. 問題のページは、次のとおりです。

公 法・・・1ページ～4ページ

民 事 法・・・5ページ～7ページ

経済原論・・・9ページ～12ページ

財 政 学・・・13ページ～14ページ

公共政策・・・15ページ～16ページ

## 公法

Y市は、明治初期から耕作地としての開拓が始まった地域であり、現在でも豊かな自然と、肥沃な農地のある地域である。Y市のA地域には、約50の世帯があり、A町内会が形成されていた。A町内会は、A地域の良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とした地域的活動を行う町内会組織であって、宗教的活動を行うことを目的とする団体ではなかった。

ところで、A地域の土地1内の東側には、B神社が存在した。B神社は、法人格を持たず、組織・活動等について定めた規約もなく、神職も常駐していない。ただし、A地域でB神社を信仰する住民（以下、「氏子集団」と呼ぶ。）の話合いによって選任された総代及び会計係各1名が、氏子集団から会費を集め、例大祭の準備活動をするなど、神社の維持運営に関する事務を行っている。A町内会とB神社の氏子集団は、別個の存在であり、会計も別に管理されていた。また、A町内会の会員のほとんどは、B神社の氏子集団に属している。

A町内会の会員の信仰と、B神社の状況は以下のとおりである。

### 【A町内会の世帯数とB神社の氏子集団の関係】

A町内会の世帯数 50

B神社の氏子集団の世帯数 45（この全世帯がA町内会に参加）

土地1は、元々A地域に存在したA集落会（A町内会の前身）が実質的に所有する土地として地域住民に利用されていたが、形式的には地域住民らの個人名義で登記されていた。A地域の住民らは、明治27年、A集落会の許可を得て、土地1上に五穀豊穡を祈願してC神を祭神とする<sup>ほこら</sup>祠を建立した。

Y市は、昭和10年、A集落会から土地1内の西側に、A小学校の教員住宅を建設してほしいとの要望を受けた。Y市は、これを受け、土地1全体の寄附を受け、所有権移転登記を完了し、教員住宅を建設した。

この教員住宅は昭和50年に、A小学校の閉校を経て、取り壊されることとなった。また、この頃、A集落会は解散し、新たに、A町内会が結成された。Y市は、これに

に伴い、昭和51年4月、土地1の管理目的を児童公園としてA町内会の用に供することに限定して、その管理を無償でA町内会に委託した。なお、当時、土地1上にはB神社の施設のほか、農協倉庫や青年会館が存在し、また、土地1の一部は児童公園としても利用されていた。以後、土地1は、A町内会が自主的に管理活用してきた。その後、上記の倉庫、会館及び公園は取り壊されるなどして現在は存在しない。

こうして、Y市有地である土地1がA町内会に無償で提供され、B神社の施設が設置される状況が生じた。このような経緯があるため、B神社の氏子集団は、神社が存在する土地についての固定資産税や賃料などを一切負担していない状況にある。なお、B神社の会計は、以下のような状況である。

【B神社の平成28年度の会計状況】

収入	支出
氏子集団各世帯からの会費 1,000円×45世帯=45,000円	初詣対応費 25,000円
前年度繰越金 20,000円	秋の例大祭費用 10,000円
	清掃費用 5,000円
合計 65,000円	合計 40,000円

また、土地1は、Y市有地のため固定資産税は発生していないが、仮に、A町内会やB神社の氏子集団の所有地として税を負担させる場合には、年額にして100,000円程度と試算されている。

Y市の組織内では、教員住宅が存在しなくなった以上、神社用地の固定資産税を負担させていないのは不適切であるとの批判もあった。しかし、歴代のY市長は、A町内会やB神社の氏子集団が土地1の固定資産税を負担することは困難であろうと考え、土地1についての状況を放置したままにしてきた。

平成29年、Y市民であるXは、市有地上に神社の祠が存在し祭事に利用されていることは、憲法第89条に違反しており、一部の市民に不審を抱かせるものでもあるから、Y市はB神社の撤去や、土地1をA地域の住民に譲与するなどの方策を講ずる必要があると主張し、土地1について上記のような方策を講じないことは、財産管理を違法に怠るものであるとして地方自治法第242条の2第1項第3号に基づき住民訴訟を提起した。

以上の事実を前提に、【問題】に解答せよ。

**【問題】**

次の(1)から(3)までの問いに答えよ。

(1) 地方自治法は、本問のような住民訴訟を提起する前に、ある手続を踏むことを要求している。その手続の名称を解答せよ。また、それはどのような手続か、10行以内で簡潔に説明せよ。

(2) 憲法第89条は、①どのような趣旨に基づき、②どのような行為を禁じた規定であるか、説明せよ。

また、本問のY市の行為が、憲法第89条が禁止する行為に該当するかどうかを判断する場合、③どのような判断基準でそれを判断すべきか、④その基準を用いる理由とともに説明せよ。

(①→②→③→④の順に記述すること。)

(3) Y市長は、Xの請求が裁判所により認容される可能性があるか、Y市の担当者に検討を求めた。あなたがY市の担当者ならば、どのように回答するか。(2)の答えを踏まえ、請求認容の可能性がどの程度あるかについて、そのように考える理由とともに説明せよ。

**【参考条文 1：日本国憲法】**

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

**【参考条文 2：地方自治法第242条の2第1項（一部抜粋）】**

(住民訴訟)

普通地方公共団体の住民は、……裁判所に対し、……訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

## 民事法

次の【問1】及び【問2】に解答せよ。

### 【問1】

不動産事業を営むAは、配偶者B、Bとの間の子Cと共に生活し、BとCを扶養している。平成27年11月11日にBが病気で死亡した当時、Cは15歳であった。

以上を前提として、次の【小問1】及び【小問2】に解答せよ。なお、各小問はそれぞれ独立した問題であり、他の小問を前提とせず解答すること。

#### 【小問1】

Aは、事業の失敗により多額の債務を負っていたところ、平成28年12月5日、Dの運転する自動車に衝突されて死亡した。この事故の原因はDの運転上の不注意によるものであった。

この場合において、Cは、Dに対し、どのような法的根拠に基づき、いかなる損害の賠償を請求することができるか。CがAの相続について、①単純承認をした場合、②相続の放棄をした場合、に分けて検討せよ。

#### 【小問2】

Cは、平成28年3月25日に行われたBの遺産の分割により、Bの所有していた甲土地を単独で取得した。その後、甲土地はCの登記名義になっているが、Cが未成年であることから、Cの親権者であるAが甲土地の管理を行っている。

Aは、Bが病没したことによる寂しさを遊興で紛らわすようになり、そのことが原因で多額の借金を抱えたことから、平成28年7月、借金の返済について旧知のEに相談した。Eは、「F銀行から1,500万円を借りることになっているが、F銀行に提供する担保がなくて困っているので助けてもらえないか。もし助けてくれたならば、資金面でAを援助してあげてもよい。」とAに申し出た。Aは、上記借金の返済に必要な資金を調達するためにはEの申出に従うのが得策であると判断し、Cの承諾を得ずに、EのF銀行に対する債務の担保として甲土地を提供しようと考えた。

平成28年9月5日、F銀行が1,500万円をEに貸し付け、それとともに、Aは、Cの代理人として、F銀行との間で、EのF銀行に対する上記貸付債務を担保するために、甲土地に抵当権を設定する旨の契約を締結し、この契約に基づいて甲土地に抵当権設定登記がなされた。

この場合におけるCとF銀行との法律関係について論ぜよ。

## 【問2】

Xが、Yに対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求として1,000万円の支払を求める訴訟を提起した。この訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xは、「Yは、平成28年4月7日、自宅建築資金の不足分を補うため、Xに対し1,000万円を貸してくれるよう申し込み、Xはこれに応じて、同日、弁済期を同年9月末日として定めて、1,000万円を貸し付けたが、弁済期が到来してもYは支払わない。」と主張した。これに対し、Yは、第1回口頭弁論期日において、「1,000万円の貸付けの事実について否認する。貸付けがあったとされる当時、自宅建築資金が不足していたということはない。」と主張した（なお、以下、この1,000万円の貸付けを「本件金銭消費貸借契約」という。）。

### 【小問1】

Xは、第2回口頭弁論期日において、Yの署名及び押印がされた、X宛ての1,000万円の借用書（平成28年4月7日付け）を証拠として提出した。これに対しYは、「借用書の成立の真正は否認する。署名は自分の字ではない。しかし押印は自分の実印によるものである。」と陳述した。この場合、上記借用書を本件金銭消費貸借契約締結の証拠として用いるための訴訟法上の問題点について論ぜよ。

### 【小問2】

裁判所は、証拠調べの結果、「Yは、自宅建築資金としてではなく、当時Yが経営していた会社の運転資金に充てるため、平成28年4月7日、Xに対し1,000万円の借り入れを申し込み、Xはこれに応じて、同日、弁済期を同年9月末日として定めて、1,000万円を貸し付けた。」という事実が認められるとの心証に達した。裁判所は、上記の事実をそのまま判決で認定することができるか。その場合に考えられる訴訟法上の問題点について論ぜよ。



(このページは余白です。)

## 経済原論

次の I ~ IV に答えなさい。なお、各設問については、指示がある場合を除き、計算経過を必ず記載し、割り切れない場合は分数で、また、有理数の指数の場合は計算せず、そのままの数値でよい。

I 無裁定条件に関連する以下の問いに答えなさい。ただし、将来に不確実性はなく、経済主体はリスク中立的とする。

- (1) 10年間の資金運用に当たって、2種類の運用方法を考える。第1の方法は、10年物の長期国債（割引国債）で10年間運用する方法である。名目利子率は $i_{10}$ （年率、複利）とする。第2の方法は、1年物の短期国債の購入を1年ごとに繰り返す方法である。 $n$ 年後（ $n=0,1,\dots,9$ ）に購入する1年物短期国債の名目利子率は $i_{1,n}$ （年率）とする。期間中に支払われるクーポンはない。このとき、2つの運用方法の無裁定条件を求めなさい。

また、仮に9年後、1年物短期国債の名目利子率 $i_{1,9}$ が1%上昇する場合、長期国債の名目利子率 $i_{10}$ はおおむね何%変化するか、答えのみ記しなさい。

- (2) 国境を越えた2国での資金運用に当たって、2種類の運用方法を考える。第1の方法は、国内市場（円）で運用する方法である。国内の名目利子率は年率 $i$ とする。第2の方法は、外国市場（ドル）で運用する方法である。外国の名目利子率は年率 $i_F$ とする。為替レートは、現時点では $e_0$ （円/ドル）、1年後は $e_1$ （円/ドル）とする。このとき、2つの運用方法の無裁定条件を求めなさい。

さらに、外国の名目利子率が上昇する場合、国内の名目利子率及び1年後の為替レートは不変とすると、現時点の為替レートは円高（増価）になるか、円安（減価）になるか、解答した無裁定条件に基づき、答えなさい。

- (3) 資本構成のみが異なる2つの企業A社、B社への投資を考える。A社は、借入れがなく、企業価値は $V_A$ であり、每期 $X$ の収益を上げている。B社は、 $L_B$ の社債発行（借入れ）をしており、株式時価総額は $S_B$ 、企業価値は $V_B=L_B+S_B$ とする。B社も、A社と同じく、每期 $X$ の収益を上げている。ここで、第1の投資方法として、A社の発行済み株式の $\theta$ （ $0<\theta<1$ ）の割合を取得する、すなわち、 $\theta V_A$

だけ投資する。第2の投資方法として、B社の発行済み株式と社債のそれぞれ $\theta$ の割合を取得する。社債における今期から来期にかけての名目利子率は $R$ とする。このとき、2つの運用によって得られる来期の収益をそれぞれ求めなさい。

次に、2つの運用における今期の投資額を比較し、無裁定条件を求めなさい。

II 次のような経済成長モデルを考える。

$$Y_t = K_{t-1}^\alpha (A_t L_t)^{1-\alpha} \quad (\text{i})$$

$$K_t = (1 - \delta) K_{t-1} + I_t \quad (\text{ii})$$

$$I_t = s Y_t \quad (\text{iii})$$

$$L_t = (1 + n) L_{t-1} \quad (\text{iv})$$

$$A_t = (1 + g) A_{t-1} \quad (\text{v})$$

ここで、 $t=0,1,2,\dots$ は離散時間を表し、 $Y_t$ 、 $L_t$ 、 $A_t$ は、それぞれ $t$ 期における生産、労働、技術水準を表し、 $K_t$ は、 $t$ 期末における資本ストックを表す。パラメータ $\alpha$  ( $0 < \alpha < 1$ )、 $\delta$  ( $0 < \delta < 1$ )、 $s$  ( $0 < s < 1$ )、 $n$  ( $n \geq 0$ )、 $g$  ( $g \geq 0$ )は、それぞれ資本分配率、減耗率、貯蓄率、労働成長率、技術水準成長率を表す。このモデルに関して、以下の問いに答えなさい。

- (1) (i)、(ii)、(iii)は何を表す式か、それぞれ1行以内で簡潔に説明しなさい。
- (2)  $k_{t-1} = \frac{K_{t-1}}{A_t L_t}$ として、 $k_t$ の動学方程式を求めなさい。
- (3) 定常状態における $k_t$ の値 $\tilde{k}$ を求めなさい。
- (4) 定常状態における、生産 $Y_t$ の成長率、1人当たり生産 $Y_t/L_t$ の成長率をそれぞれ求めなさい。
- (5) 現在時点 $t=0$ 期において、将来の $t=T > 0$ 期以降、技術水準成長率 $g$ が低下することが予想されたとする。これが $t=(T-1)$ 期までの生産にもたらす影響を、理由とともに2行以内で簡潔に述べなさい。その上で、現実近づけるためにモデルを改良するとすれば、(i)～(v)のどの式をどのように改良すべきか、3行以内で述べなさい。

Ⅲ 今、J国が閉鎖経済下にあるとする。J国では、資本と労働を投入して、AとBの2財を生産している。資本と労働の価格や生産量と無関係に、財Aを1単位生産するためには、資本10単位と労働20単位、他方、財Bを生産するためには、資本20単位と労働10単位が必要であると仮定する。また、各財を生産する部門間での資本と労働の移動に関しては、コストがかからず瞬時に調整可能であり、J国の経済は完全競争市場であるとする。このとき、以下の問い(1)～(6)に答えなさい。

なお、解答に当たっては、次の定義を用いること。

$p_A, p_B$  : それぞれ財Aと財Bの1単位当たりの価格  
 $x_A, x_B$  : それぞれ財Aと財Bの総生産量  
 $c_A, c_B$  : それぞれ財Aと財Bの総消費量  
 $r$  : 資本のレンタル料  
 $w$  : 賃金  
 $K$  : 資本賦存量  
 $L$  : 労働賦存量

- (1) J国の均衡において、 $p_A, p_B, r, w$ はどのような関係で表すことができるか、式により示しなさい。
- (2) 均衡において、財Aと財Bが共に生産されるためには、財の相対価格 $p_B/p_A$ はどのような範囲にあるか、式により示しなさい。また、均衡において、 $p_A=50, p_B=40$ であるとき、 $r$ と $w$ を求めなさい。
- (3) J国の資本賦存量を $K=4,000$ 、労働賦存量を $L=5,000$ としたとき、均衡における $x_A$ と $x_B$ を求めなさい。
- (4) (3)の結果から、J国の生産可能性曲線のグラフを描いた上で、このグラフに生産可能領域を図示しなさい。

- (5) J 国の社会的厚生関数が以下の式のように与えられているとする。この社会的厚生関数により得られる社会的無差別曲線はどのような形状をしているか、明確に分かるように、(4) で描いたグラフに書き加えた上で、均衡点も図示しなさい。また、当該均衡点において、 $p_A=1$ としたとき、 $r$ 、 $w$ 、 $x_A$ 、 $x_B$ を求めなさい。

$$\text{社会的厚生関数：} U = \min(c_A, c_B) = \begin{cases} c_A & (c_A < c_B \text{ の場合}) \\ c_A = c_B & (c_A = c_B \text{ の場合}) \\ c_B & (c_A > c_B \text{ の場合}) \end{cases}$$

- (6) 今、J 国が、ある特定の 1 国である S 国とだけ貿易を開始したとする。S 国は、J 国と全く同じ生産技術と社会的厚生関数を有しているが、生産要素の初期賦存量が異なると仮定する。すなわち、J 国の資本賦存量を  $K_J=4,000$ 、労働賦存量を  $L_J=5,000$  とし、S 国の資本賦存量を  $K_S=5,000$ 、労働賦存量を  $L_S=4,000$  とする。両国の貿易が開始された後、J 国と S 国の輸出入はどのようなになるか説明しなさい。また、その結論は、国際経済学において何という定理と呼ばれ、その定理はどのような意味を持つのか述べなさい。

IV 企業 1 と企業 2 の 2 社からなる産業を想定する。両企業の生産する財は同質であり、その財に対する逆需要関数を、 $p(x) = 60 - \frac{1}{2}x$  とする ( $p$ : 当該財の価格、 $x$ : 市場全体の需要量)。また、企業 1 と企業 2 の総費用関数はそれぞれ  $c_1=x_1$ 、 $c_2=2x_2$  として示されるとする ( $c_i$ : 企業  $i$  の総費用、 $x_i$ : 企業  $i$  の総生産量、ただし、 $i=1,2$  であるため、 $x=x_1+x_2$  と仮定する。)。以上の仮定を踏まえて、以下の問い (1)、(2) に答えなさい。

- (1) 企業 1 と企業 2 の最適反応関数を求めた後、クールノー均衡におけるそれぞれの企業の供給量と市場価格を求めなさい。
- (2) 企業 1 がリーダー、企業 2 がフォロワーと仮定して、シュタッケルベルク均衡におけるそれぞれの企業の供給量と市場価格を求めなさい。

## 財政学

次のⅠ、Ⅱに答えなさい。

Ⅰ 政府活動の費用負担に関する次の問い(1)～(3)に答えなさい。

- (1) 費用負担に関する応能原則と応益原則について説明しなさい。
- (2) 個人住民税を、応能原則と応益原則に基づいて評価しなさい。
- (3) 固定資産税を、応能原則と応益原則に基づいて評価しなさい。

Ⅱ 2人の個人A、Bで構成される社会において、1年間の所得は、個人Aが200万円、個人Bが1,000万円とする。このとき、次の問い(1)～(6)に答えなさい。

- (1) 3種類の税を考える。第1の税は、2人の個人から120万円ずつ徴収する。第2の税は、所得に20%の税率を乗じた金額を徴収する。第3の税は、所得から120万円の所得控除を引いて算出される課税所得に25%の税率を乗じた金額を徴収する。各税について、各個人の納税額と負担率を計算しなさい。
- (2) 消費額に25%の税率を乗じた金額を徴収する税を考える。各個人は他に資産がなく、全ての所得を使い切って消費すると仮定したとき、各個人の納税額を計算しなさい。また、負担構造は(1)の3種類の税と比較してどのように位置付けることができるか、説明しなさい。
- (3) 個人Aは全ての所得を使い切るのに対して、個人Bは所得のうち200万円を貯蓄するものとする。ここで、(2)と同じ税が課されるとしたとき、個人Bの納税額を計算しなさい。また、負担構造はどのようなものとなるか、説明しなさい。さらに、ライフサイクル仮説に基づいて考えたとき、この負担はどのように位置付けることができるか、検討しなさい。
- (4) (3)において、個人Aは食料品に100万円、その他の消費財に100万円を支出し、他方、個人Bは食料品に200万円、その他の消費財に600万円を支出するものとする(いずれも税込みの支出額である。)。ここで、食料品の消費額に対して税率 $1/9$ (約11.11%)という軽減税率が導入され、他の消費財に対しては25%の税率のままであるとき、負担構造はどのように変化するか、説明しなさい。

- (5) (4)において、軽減税率を導入せずに、軽減税率の下で発生する減収額と同額の財源を用いて2人の個人に対して均等な給付を実施するとき、負担構造はどのように変化するか、説明しなさい。
- (6) (5)と同じ負担構造を(1)の第3の税で実現するには、税率と所得控除の額をどのようにすればよいか。また、実際に所得控除で税負担の軽減を図る場合、どのような問題が発生するか。そして、その問題を克服するためにはどのような工夫をすればよいか、検討しなさい。

## 公共政策

以下に挙げる文章①～④は、歴史上において、「自治」について語られた言説のうちの一つである。

- (1) それぞれの引用の内容について、説明せよ。
- (2) それぞれの背景にある自治観を論じよ。
- (3) それぞれの自治観の異同を整理せよ。
- (4) 「地方自治」や「地域自治」、あるいは「共同体的自治」は何のために必要なのか。それらは、歴史的に見ると、どのように実践され、発展してきたのか。あなたの見解を論じよ。

①

※ この問題は、著作権の関係により、掲載できません。

(トクヴィル 著 (1835年)、松本礼二 訳  
「アメリカのデモクラシー 第一巻 (上)」による)

②

※ この問題は、著作権の関係により、掲載できません。

(福沢諭吉 (1890年)「国会の前途」  
富田正文 編「福沢諭吉選集 第6巻」による)



③

※ この問題は、著作権の関係により、掲載できません。

(松下圭一 (1998年)「政治・行政の考え方」による)

④

※ この問題は、著作権の関係により、掲載できません。

(井上達夫 (2003年)「法という企て」による)